



発行 / 西東京市
編集 / 企画部広報広聴課
〒188-8666
東京都西東京市南町5・6・13

市役所代表電話 / 0424-64-1311

ホームページアドレス <http://www.city.nishitokyo.lg.jp/>
(携帯電話) <http://mobile.city.nishitokyo.lg.jp/>
(Lモード) Lメニューから検索できます。

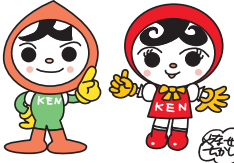
西東京

電話で聞く、
ホームページ情報
「西東京市テレホンウェブ」
0424-66-5811

今号の主な内容

3面

12月4日～10日は人権週間です



身近なことから人権を考えてみませんか。さまざまな行事、相談を行います。

4～5面

市の財政状況をお知らせします



平成15年度の決算の概要と16年度上半期の予算執行状況をお知らせします。

6～7面

合併効果をお知らせします



合併により市民の皆さんの生活はどのように変わったのでしょうか。合併後3年間の取り組みを紹介いたします。

12面

菅平少年自然の家をご利用ください



菅平高原のスキー場は雪質も良く、周辺には温泉もあります。ご家族、お友達とご利用ください。

東京都が決定する「都市再開発の方針」 について市の原案を検討しています

素案の縦覧を行います

東京都は、平成16年7月の西東京市都市計画マスタープランの策定や、保谷駅南口地区第一種市街地再開発事業の進捗を踏まえ、西東京市計画区域について「都市再開発の方針」を定めることとし、平成16年10月、原案策定を本市に依頼しました。

これを受けて、市では西東京市都市計画マスタープランなどを踏まえ検討を行い、素案を取りまとめました。この素案について、縦覧を行います。
再開発課(☎38・1711)

「都市再開発の方針」とは
位置づけ
都市計画法に基づき都道府県が定める都市計画の方針のひとつです。従来は市街化区域の整備、開発及び保全の方針の一部として定められていたものが、平成12年の都市計画法の改正により、新たに独立して定めることとなりました。

東京都は、都市づくりビジョンで示した都市の将来像の実現に向けて、都民、企業、NPOなど多様な主体の参加と連携によって戦略的に都市づくりを展開していくため、都市づくりビジョンの主要な内容を都市計画に位置づけることとしています。

「都市再開発の方針」は、こうしたまちづくりの基本方針と市の基本構想等を踏まえ、市街地再開発事業、地区計画、特定市街地の整備を目的とした助成事業など、市街地の再開発の各種施策を長期的かつ総合的に体系づけたマスタープランと位置づけられます。

現在、都内では東京都市計画区域(23区)・立川都市計画区域など13都市計画区域でこの方針が定められています。西東京市都市計画区域については未策定となっています。

再開発促進地区とは…再開発促進地区までは至らないもの、促進することが望ましく効果が期待できる地区を指定します。

再開発促進地区とは…再開発促進地区までは至らないもの、促進することが望ましく効果が期待できる地区を指定します。

再開発促進地区とは…再開発促進地区までは至らないもの、促進することが望ましく効果が期待できる地区を指定します。

再開発促進地区とは…再開発促進地区までは至らないもの、促進することが望ましく効果が期待できる地区を指定します。

再開発促進地区とは…再開発促進地区までは至らないもの、促進することが望ましく効果が期待できる地区を指定します。

再開発促進地区とは…再開発促進地区までは至らないもの、促進することが望ましく効果が期待できる地区を指定します。

再開発促進地区とは…再開発促進地区までは至らないもの、促進することが望ましく効果が期待できる地区を指定します。

再開発促進地区とは…再開発促進地区までは至らないもの、促進することが望ましく効果が期待できる地区を指定します。

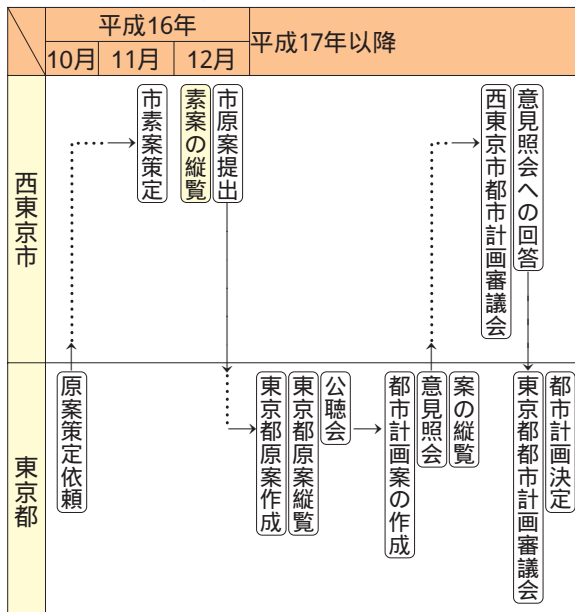
再開発促進地区とは…再開発促進地区までは至らないもの、促進することが望ましく効果が期待できる地区を指定します。

再開発促進地区とは…再開発促進地区までは至らないもの、促進することが望ましく効果が期待できる地区を指定します。

素案の縦覧場所・意見の受付方法

対象 市内在住・在勤・在学の方および市内に事業所等を有する法人その他の団体
素案の縦覧場所 都市計画課(保谷庁舎5階) 再開発課(保谷駅南口再開発事務所)および市のホームページ
縦覧の開始時期 12月1日(水)から
意見の提出方法・提出先 次のいずれかの方法で、住所・氏名・案件名「都市再開発の方針」を明記し、提出してください。
直接: 都市計画課(保谷庁舎5階)、再開発課(保谷駅南口再開発事務所)
郵送: 〒202-0012西東京市東町3~4~5 保谷駅南口再開発事務所あて
ファクス: 再開発課(☎38-1713)
電子メール: 市ホームページより
提出期間 12月1日(水)~15日(水)必着

今後のスケジュール



地区指定

